

花見会計事務所だより No.96



2025年 本年もよろしくお祈りします。
 今回は、2月より開始されます所得税の確定申告の主な改正点について確認したいと思います。

■ 令和6年分 所得税の確定申告及び納税期限

申告期限：令和7年2月17日(月) から 令和7年3月17日(月) まで

納税期限：現金納付の場合 令和7年3月17日(月) まで

振替納税の場合 令和7年4月23日(水) ※登録口座より引落

※ 同日に口座引落ができなかった場合には、令和7年3月17日(月)が納税期限となりますので、口座残高にはご注意ください。

■ 定額減税欄の追加

令和6年分のみ措置として定額減税が実施されます。

対象者：令和6年分の所得金額が1,805万円以下の者

減税額：納税者本人分 3万円

※扶養親族分 1人につき3万円

※ 合計所得金額が48万円以下の生計一親族

(給与収入のみの場合103万円以下)

変更点1：確定申告書第一表 ④4欄

人数の欄に控除対象の人数を記入し、その人数に3万円を乗じた金額を記載

変更点2：確定申告書第二表 配偶者や親族に関する事項 その他欄

税 金 の 計 算	区分1	区分2	③③		
	区分1	区分2	③④		00
	政党等寄附金等特別控除	③⑤	③⑥		00
	住宅耐震改修特別控除等	③⑦	③⑧		
	差引所得税額	(③①-③②-③③-③④-③⑤-③⑥-③⑦-③⑧)	④①		
	災害減免額	④②			
	再差引所得税額	(④①-④②)	④③		
	令和6年分 特別増徴控除 (3万円×人数)	④④		0000	
	令和6年分 特別増徴控除 (3万円×人数)	④⑤			
	(④③-④④)(赤字のときは0)	④⑥			
復興特別所得税額	(④⑤×2.1%)	④⑥			
所得税及び復興特別所得税の額	(④⑤+④⑥)	④⑦			
外国税額控除等	④⑧	④⑨			
源泉徴収税額	⑤①				
申告納税額	(④⑦-④⑧-④⑨-⑤①)	⑤②			
予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤③				

定額減税実施済額は、④③と④④のいずれか少ない方の金額です。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他

変更された項目
 定額減税の対象となる配偶者や親族について
 その他欄に「2」を記入

障子の支払証明書など申告書に添付

■ 子育て世代等の住宅ローン控除の拡充に伴う項目の追加

令和5年分の住宅ローン控除の水準に、子育て世代等には借入限度額を上乗せして適用されます。

対象者：令和6年12月末時点で※特例対象個人に該当する者

※ 特例対象個人とは、次のいずれかに当てはまる者

1. 年齢40歳未満 かつ 配偶者を有する者
2. 年齢40歳以上 かつ 年齢40歳未満の配偶者を有する者
3. 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

借入限度額：特例対象個人 5,000万円、その他 4,500万円

確定申告についてご不明点がございましたら、
 お気軽にご相談ください。



池田より一言

花見会計事務所
 Tel : 026-248-7500
 Fax : 026-248-7507
 E-mail : info@hanami-kaikei.jp